

# 菊陽町

## 下水道事業経営戦略

令和3年度～令和12年度



菊陽町土木部下水道課

写真の説明

熊本北部浄化センター

久保第1雨水調整池

さんさん公園内噴水

未来大橋から望む白川

# 目 次

<b>第1章 経営戦略の策定について</b> .....	<b>1</b>
1 経営戦略策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
<b>第2章 下水道事業の現状と課題</b> .....	<b>2</b>
1 下水道の役割.....	2
2 下水道事業の種類.....	3
3 下水道の普及状況.....	5
4 下水道施設の状況.....	6
5 経営の状況.....	7
6 下水道事業の課題.....	20
<b>第3章 経営の基本方針</b> .....	<b>21</b>
<b>第4章 効率化・経営健全化への取組</b> .....	<b>22</b>
1 組織及び人材に関する事項.....	22
2 広域化・共同化に関する事項.....	22
3 投資の平準化に関する事項.....	22
4 民間活力の活用に関する事項.....	22
5 使用料に関する事項.....	22
<b>第5章 投資・財政計画</b> .....	<b>23</b>
1 投資について.....	23
2 財源について.....	25
3 投資・財政計画（収支計画）一覧表.....	29
<b>第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</b> .....	<b>33</b>
むすび.....	34
参考資料	
用語集.....	35

# 第1章 経営戦略の策定について

## 1 経営戦略策定の趣旨

下水道施設は、自然環境を保全し安全で快適な住環境を形成する上で不可欠な都市基盤施設であり、本町においても昭和58年（1983年）から下水道施設の整備に着手しています。

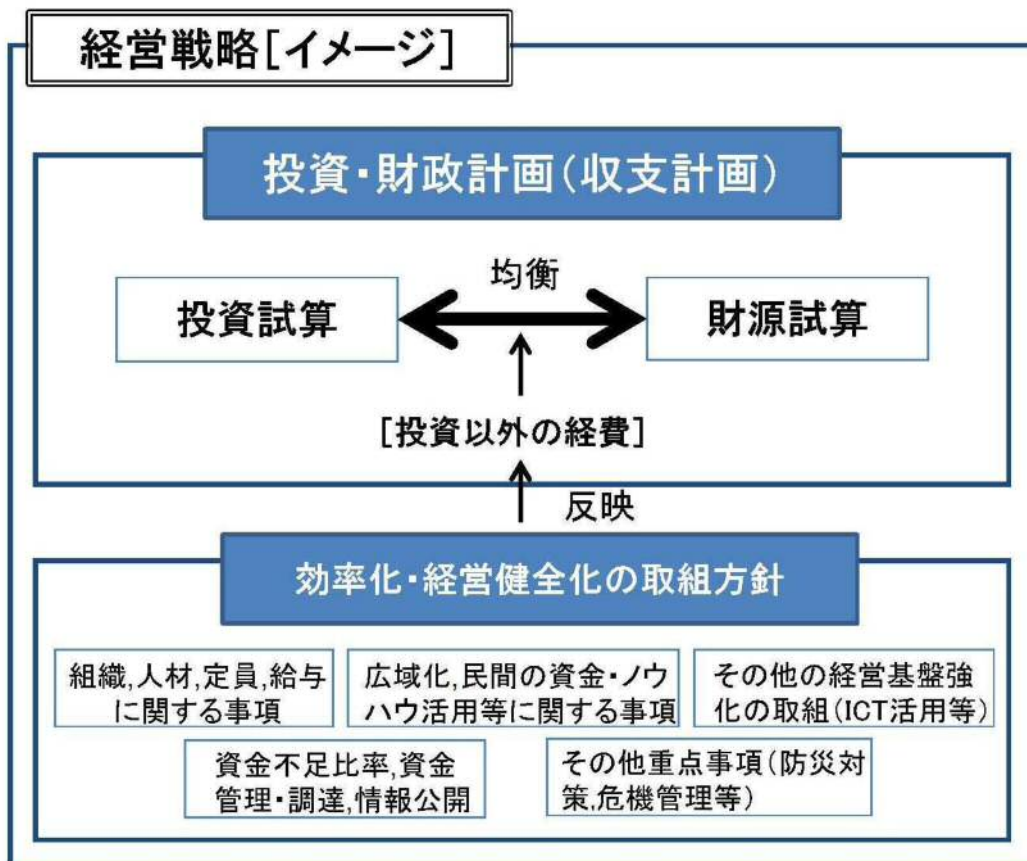
現在では、熊本北部流域関連公共下水道（熊本北部処理区）と農業集落排水事業（白水地区）の2つの事業を行っており、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び浸水被害の解消など、都市の健全な発展に取り組んできています。

しかしながら、菊陽町の下水道を取り巻く状況は、施設の老朽化等による更新経費の増加が見込まれるなど、下水道事業の経営環境は今後厳しさを増していくものと考えられます。

この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応し、住民生活に重要な下水道サービスを将来にわたって持続的・安定的に提供していくための指針として策定するものです。

## 2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。



## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 1 下水道の役割

下水道は、汚水処理による生活環境の改善や降雨時における市街地の浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全など多面的な機能を有しており、下水道法第1条に定められている都市の健全な発展や公衆衛生の向上に寄与する住民生活には欠かすことのできない都市基盤です。

下水道の主な役割としては、汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質保全という大きな3つの役割があります。

#### ●汚水の排除

生活や事業活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生防止、そして感染症の発生を予防するとともに、トイレの水洗化を通じて衛生的で快適な生活環境を確保します。

#### ●雨水の排除

降った雨水を、下水道管渠（雨水管）を通じて河川等に速やかに排除したり、貯留・浸透させることにより、浸水の防除を行います。集中豪雨の増加により、従来よりも雨水の流出が増え、下水道整備の必要性が高まっています。

#### ●公共用水域の水質保全

生活排水や工場排水を中心とする汚水を下水道管渠で処理場に集め、適切に処理することにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

## 2 下水道事業の種類

本町は、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つの事業に取り組んでいます。

### ●公共下水道事業（流域関連公共下水道事業）

公共下水道は国土交通省所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

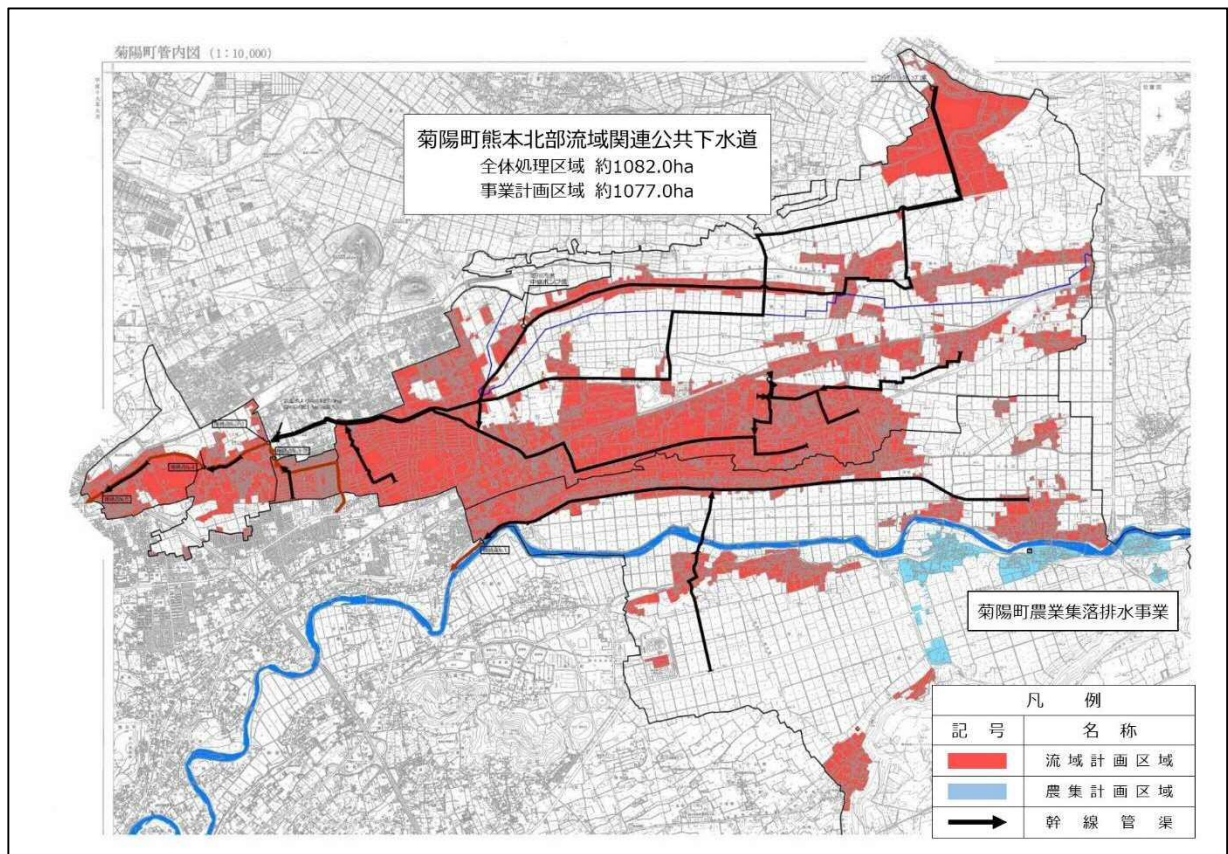
本町では、白川左岸上流域の一部（農業集落排水）を除き公共下水道として整備しており、下水道計画区域は、汚水の計画区域を1,082ha（次ページ上図）、雨水の計画区域を589ha（次ページ下図）と設定しています。

熊本市の北東部、合志市とともに熊本北部流域下水道事業の関連公共下水道として位置づけられ、汚水については、熊本県が管理運営する熊本北部浄化センターにおいて処理が行われています。

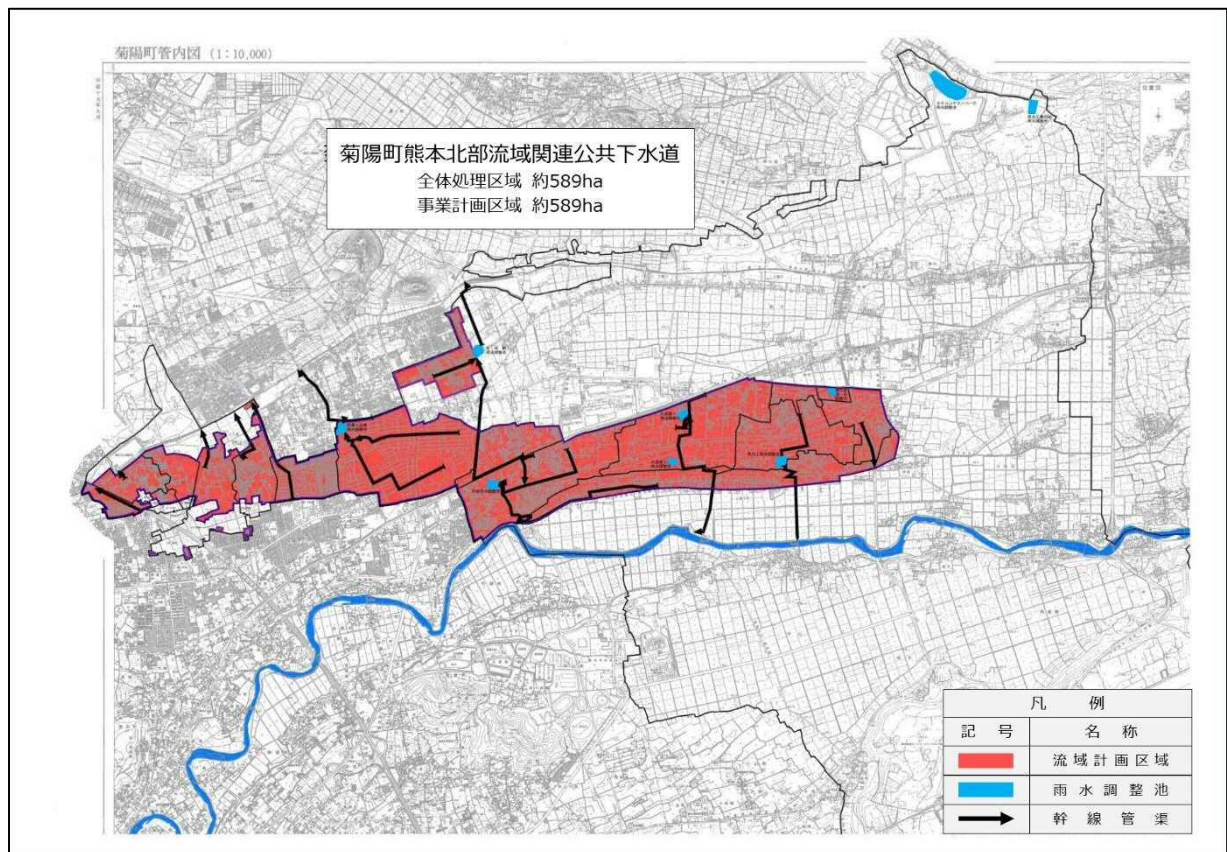
### ●農業集落排水事業

農業集落排水事業は農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農村部におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するものです。

本町では、戸次・馬場楠・曲手を対象区域とし、白水浄化センターにおいて処理を行っています。



計画区域図(汚水)1,082ha



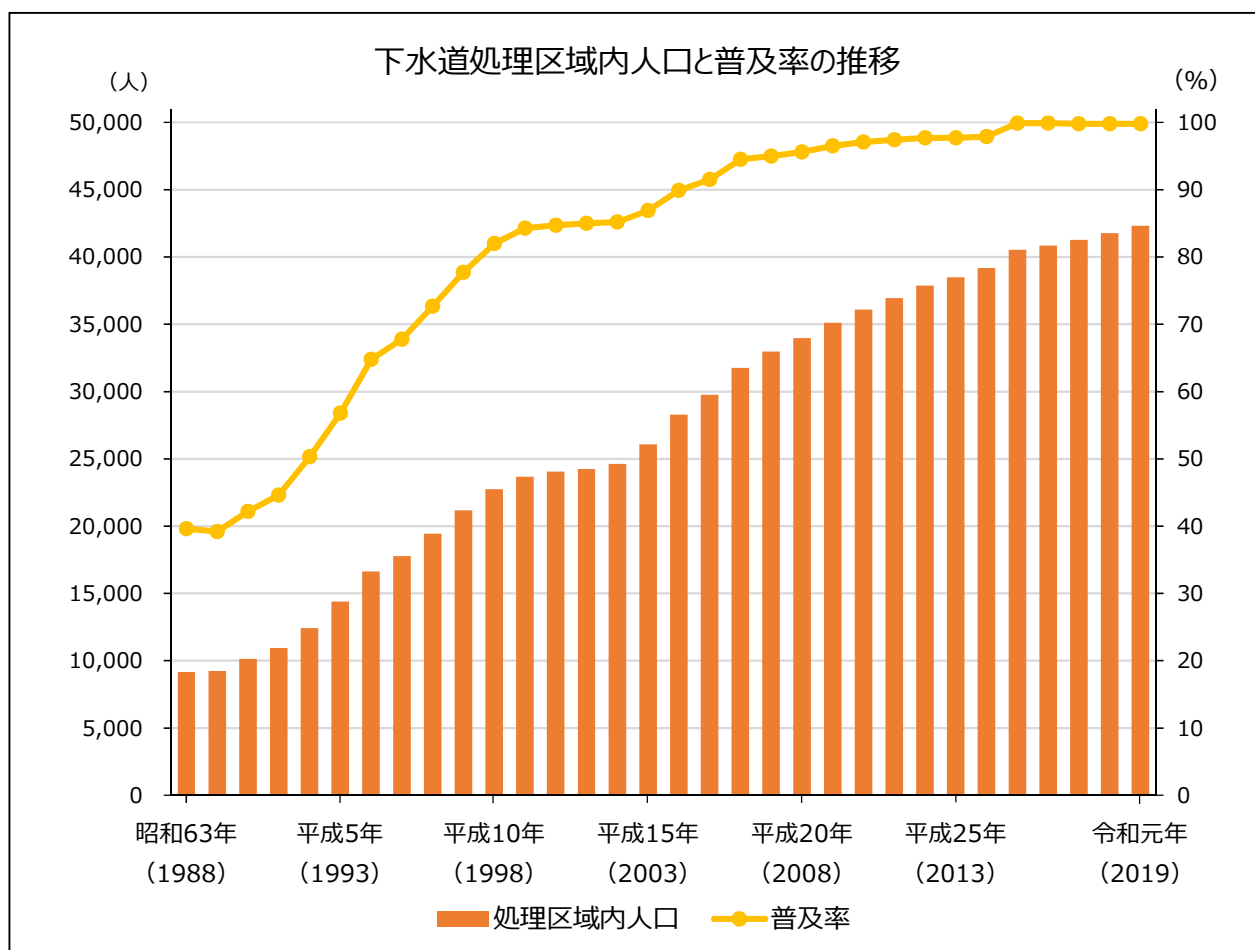
計画区域図(雨水)589ha

### 3 下水道の普及状況

公共下水道事業は、昭和58年（1983年）度に事業認可を得て整備に着手し、令和元年度末における処理区域内人口は41,570人です。

農業集落排水事業は、平成6年（1994年）度から整備に着手し、平成10年（1998年）に完成しました。令和元年度末における処理区域内人口は731人です。

公共下水道事業、農業集落排水事業を合わせた令和元年度末における処理区域内人口は42,301人、普及率は99.8%となっています。





## 4 下水道施設の状況

### (1) 管渠について

公共下水道事業は、汚水と雨水を別々に処理する「分流式下水道」で、令和元年度末の汚水管渠の延長は 223km、雨水管渠の延長は 36km となっています。

農業集落排水事業は汚水管渠のみで、管渠の延長は 8km となっています。

令和元年度末

	汚水管渠 延長 (km)	雨水管渠 延長 (km)	管渠総延長 合計 (km)
公共下水道事業	223	36	259
農業集落排水事業	8	-	8
合計	231	36	267

### (2) 施設（処理場・ポンプ場等）について

#### ●公共下水道事業

汚水施設としては、終末処理場である熊本北部浄化センター、汚水中継ポンプ場 3 箇所、マンホールポンプ 19 基があります。

雨水施設としては、雨水調整池が 9 箇所あります。

処理場 (熊本北部流域下水道)	名称 所在地	熊本北部浄化センター 熊本市北区鶴羽田12-1
汚水中継ポンプ場	名称 所在地	菊陽汚水中継ポンプ場 菊陽町原水1511-8
	名称 所在地	堀川汚水中継ポンプ場 菊陽町原水5729-11
	名称 所在地	セミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場 菊陽町原水4000-29
マンホールポンプ	19基	
雨水調整池	9箇所	

※汚水中継ポンプ場とは、自然に流すことが困難な場所の汚水を、ポンプで圧送するためのものです。

#### ●農業集落排水事業

汚水施設として、終末処理場である白水浄化センター、マンホールポンプ 5 基があります。

処理場	名称 所在地	白水浄化センター 菊陽町馬場楠458
マンホールポンプ	5基	

## 5 経営の状況

### (1) 使用料

使用料は、公共下水道事業、農業集落排水事業の各施設の維持管理費、運営費、資本費（減価償却費及び企業債利息）の一部に充てるため、菊陽町下水道条例第14条及び菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき徴収しています。

使用料早見表

使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)
0	770	17	1,710	34	3,690
1	770	18	1,820	35	3,810
2	770	19	1,920	36	3,940
3	770	20	2,020	37	4,060
4	770	21	2,140	38	4,190
5	770	22	2,260	39	4,320
6	770	23	2,370	40	4,440
7	770	24	2,490	41	4,580
8	770	25	2,600	42	4,720
9	870	26	2,720	43	4,860
10	980	27	2,830	44	4,990
11	1,080	28	2,950	45	5,130
12	1,190	29	3,060	46	5,270
13	1,290	30	3,180	47	5,410
14	1,400	31	3,310	48	5,540
15	1,500	32	3,430	49	5,680
16	1,610	33	3,560	50	5,820

## 料金体系表

### ●公共下水道事業

区分	汚水量（1月につき）		使用料
一般汚水	基本料	8㎡まで	700円
	超過使用料 （1㎡につき）	8㎡を超え20㎡まで	95円
		20㎡を超え30㎡まで	105円
		30㎡を超え40㎡まで	115円
		40㎡を超えるもの	125円
特定事業場汚水	1㎡につき	115円	
公衆浴場用汚水	1㎡につき	60円	
<p>備考</p> <p>1 一般汚水とは、特定事業場及び公衆浴場用汚水以外の汚水をいう。</p> <p>2 特定事業場汚水とは、特定事業場（製造業に限る。）からの悪質汚水（下水道法施行令第9条の4又は菊陽町下水道条例第8条に定める基準に適合しない水質の下水をいう。）を下水の水質の基準に適合させるため、汚水処理施設を通して排除する汚水をいう。</p> <p>3 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づき熊本県知事から許可を受けた浴場の汚水をいう。</p>			

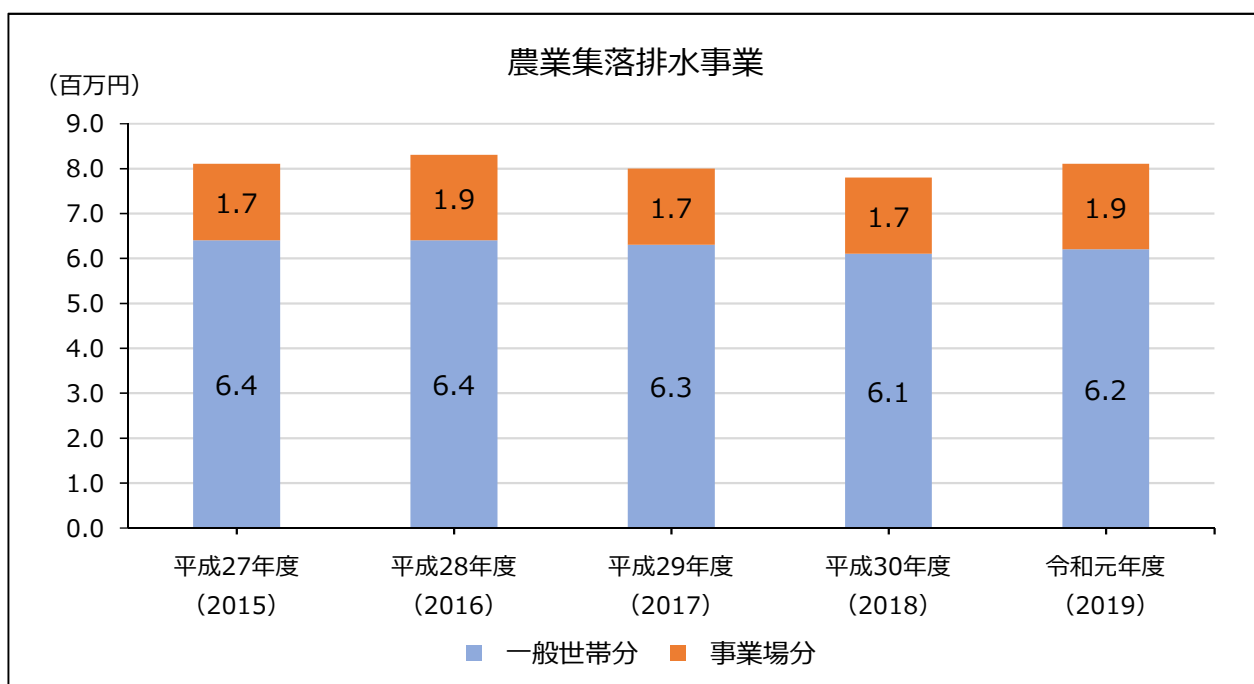
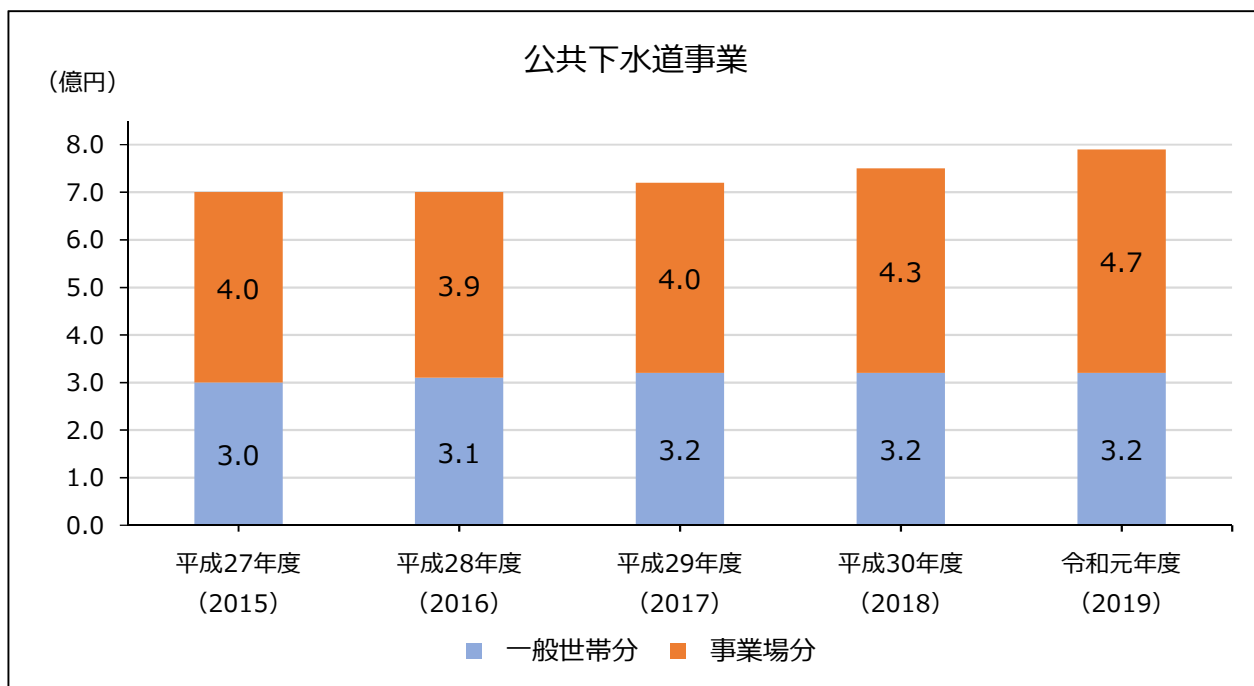
### ●農業集落排水事業

区分	汚水量（1月につき）		使用料
一般家庭用及び営業用汚水	基本料	8㎡まで	700円
	超過使用料 （1㎡につき）	8㎡を超え20㎡まで	95円
		20㎡を超え30㎡まで	105円
		30㎡を超え40㎡まで	115円
		40㎡を超えるもの	125円

公共下水道事業における使用料収入は、処理区域内人口の増加及び事業場排水の増加により増加傾向にあります。

農業集落排水事業では、ほぼ一定で推移しています。

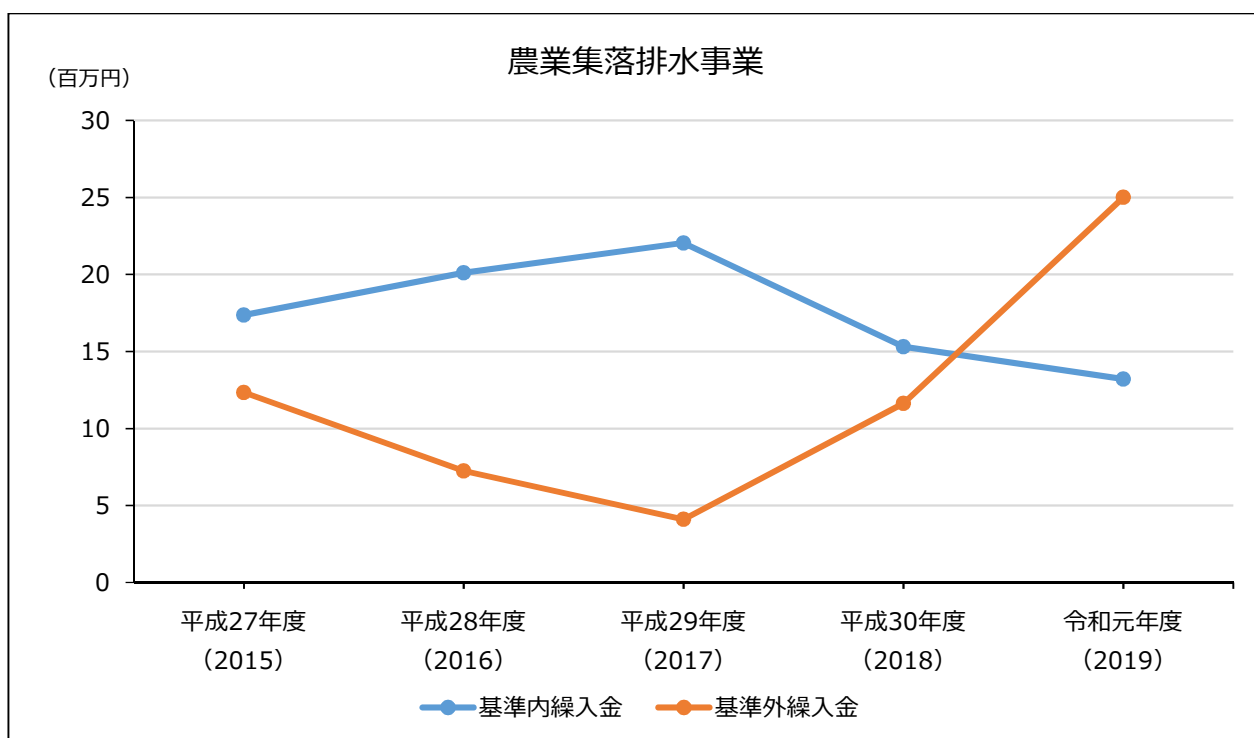
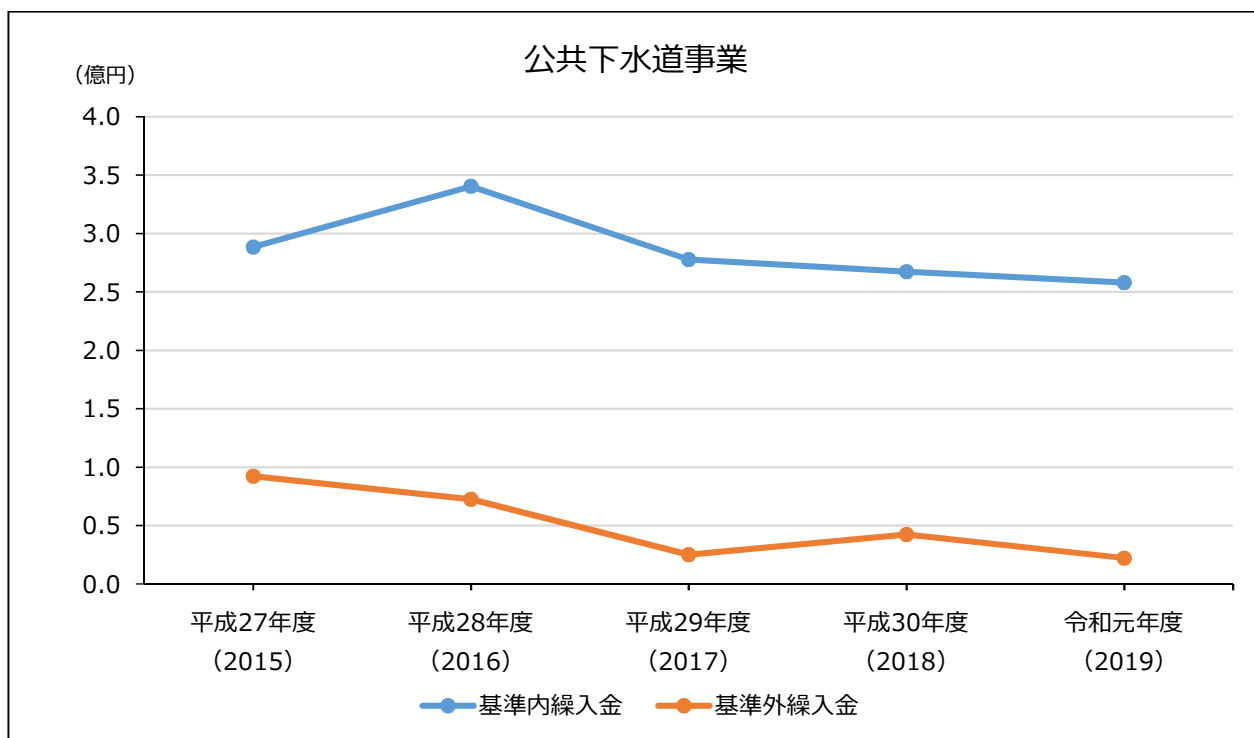
使用料収入の推移



## (2) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、雨水を処理する経費など一般会計が負担すべきものとされている「基準内繰入金」と、収入の不足分を補うものとされている「基準外繰入金」があります。

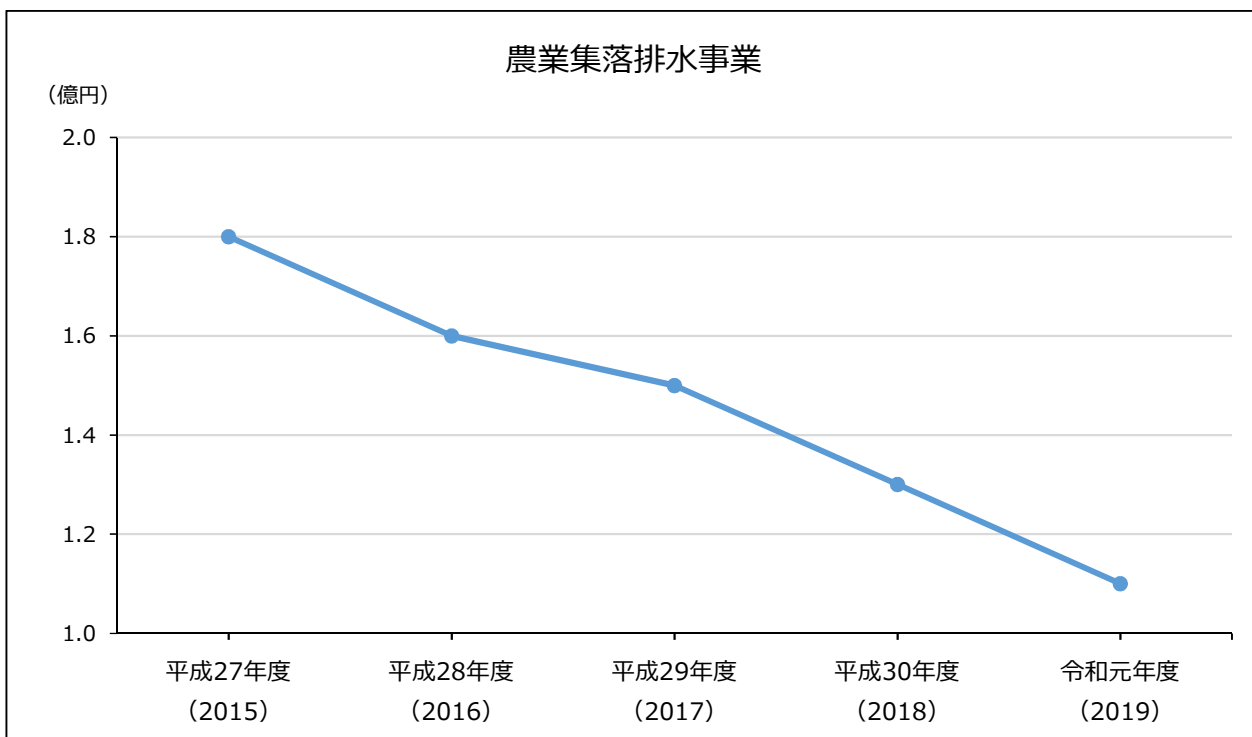
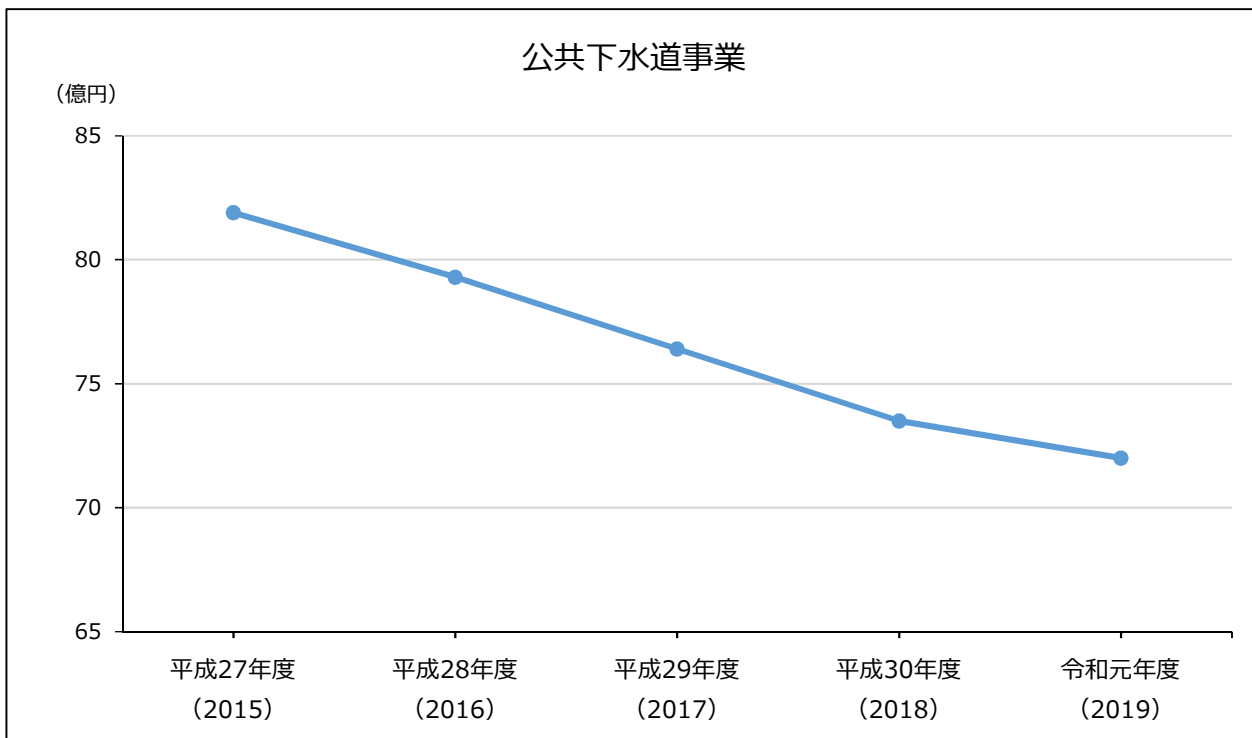
公共下水道事業では、一般会計繰入金総額は減少傾向にあります。農業集落排水事業では、基準外繰入金が増加傾向にあります。



### (3) 企業債残高の推移

公共下水道事業では、償還額以内での発行であるため、減少傾向にあります。

農業集落排水事業では、企業債の発行がなく償還のみのため、減少しています。



#### (4) 経営指標を用いた現状分析

本経営戦略では、各経営指標を分析し、評価を行っていきます。評価については、次の3段階とします。

- 現状では課題は特に見当たらない。
- △ 現状では悪化していないが、今後課題となりうる。
- × 現状で悪化しているため、改善への取組を進める必要がある。

##### ①公共下水道事業

※類似団体は、総務省による分類

(処理区域内人口：3万人以上、処理区域内人口密度：50人/ha未満、供用開始後年数：30年以上)

経常収支比率 (%)			評価：○
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	102.43 (108.38)	106.37 (106.90)	105.44 (106.99)
指標の説明	使用料収入等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。		
コメント	100%を超えているため、健全な経営といえます。今後も財源の確保と経費削減に努めます。		

累積欠損金比率 (%)			評価：○
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (12.78)	0.00 (9.06)	0.00 (7.42)
指標の説明	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。		
コメント	累積欠損金（赤字）はありません。今後も黒字経営が続くよう努めます。		

流動比率 (%)			評価：×
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	34.60 (57.48)	37.35 (76.31)	41.70 (68.18)
指標の説明	1年以内の現金化可能資産と支払負債を比較し、短期的な支払能力の高さを表す指標です。		
コメント	過去に行った建設事業の借入金返済額が大きいため、低い比率となっています。今後の経営環境の変化に対応するため、改善に取り組む必要があります。		

企業債残高対事業規模比率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	702.22 (1,046.25)	640.37 (820.36)	608.80 (847.44)
指標の説明	使用料収入に対する企業債残高の割合を表す指標です。		
コメント	企業債発行額が償還額の範囲内であるため、企業債残高は減少しており、年々比率は改善しています。将来世代の過度な負担とならないよう適切な借りに努めます。		

経費回収率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	103.36 (88.37)	109.43 (95.40)	110.80 (94.69)
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です。		
コメント	汚水処理に要した費用を使用料で賄えている状況です。今後も使用料収入の確保に努めます。		



汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	104.46 (178.11)	98.68 (163.20)	97.39 (159.78)
指標の説明	有収水量1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。		
コメント	本町は流域下水道へ接続しており、複数の市町で共同処理を行っているため、単独で汚水処理を行うよりも効率的な処理が実施されているといえます。		

水洗化率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	97.58 (87.14)	97.78 (92.55)	97.96 (92.62)
指標の説明	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。		
コメント	高い水準にありますが、今後も接続率の向上に努めます。		

有形固定資産減価償却率 (%)			評価：△
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	15.30 (15.21)	17.54 (26.13)	19.76 (26.36)
指標の説明	施設の減価償却の状況により、資産の老朽化の度合いを表す指標です。		
コメント	老朽化度合いが高くなっています。 施設の更新・長寿命化など、計画的に事業を行います。		

管渠老朽化率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		0.00 (0.01)	0.00 (1.03)
指標の説明	法定耐用年数を超えた管渠の割合を表した指標です。		
コメント	耐用年数の50年を超えている管渠はありませんが、管理している管渠のうち古いものは40年以上経過しているため、計画的に更新します。		

管渠改善率 (%)			評価：△
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		0.29 (0.11)	0.07 (0.10)
指標の説明	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標です。		
コメント	管理している管渠のうち古いものは40年以上経過しているため、計画的な管渠改善を行います。		

## ②農業集落排水事業

※類似団体は、総務省による分類

(供用開始後年数：15年以上)

経常収支比率 (%)			評価：×
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	95.12 (100.95)	110.39 (101.77)	115.15 (103.60)
指標の説明	使用料収入等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。		
コメント	100%を上回っていますが、一般会計からの基準外繰入金（赤字補てんのための繰入）が含まれているため、一般会計繰入金に依存する経営状況の改善に取り組む必要があります。		

累積欠損金比率 (%)			評価：×
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	149.08 (224.04)	96.38 (227.40)	22.15 (193.99)
指標の説明	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。		
コメント	料金収入の確保や経費削減により、累積欠損金の解消に努めます。		

流動比率 (%)			評価：×
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	64.99 (29.91)	66.21 (29.54)	65.74 (26.99)
指標の説明	1年以内の現金化可能資産と支払負債を比較し、短期的な支払能力の高さを表す指標です。		
コメント	過去に行った建設事業の借入金返済額が大きいため、低い比率となっています。今後の経営環境の変化に対応するため、改善に取り組む必要があります。		

企業債残高対事業規模比率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	233.44 (855.80)	153.86 (789.46)	279.53 (826.83)
指標の説明	使用料収入に対する企業債残高の割合を表す指標です。		
コメント	企業債の発行は予定していないため、令和10年度には0になる予定です。		

経費回収率 (%)			評価：×
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	61.63 (59.80)	69.68 (57.77)	70.22 (57.31)
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です。		
コメント	下水道の普及促進を優先するため、低い料金単価が設定されていることが要因です。料金収入が大きく増えることが見込めないため、経費削減に努めます。		

汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )			評価：○
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	170.07 (263.76)	149.52 (274.35)	149.74 (273.52)
指標の説明	有収水量1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。		
コメント	効率的に汚水処理が行われているといえます。今後も経費削減に努めます。		

施設利用率 (%)			評価：○
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	66.55 (51.75)	66.55 (50.68)	66.55 (50.14)
指標の説明	汚水処理場が有する処理能力に対する、日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。		
コメント	効率的に利用できている状況です。		

水洗化率 (%)			評価：○
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	95.94 (84.84)	96.43 (84.86)	95.76 (84.98)
指標の説明	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。		
コメント	高い水準にありますが、今後も接続率の向上に努めます。		

有形固定資産減価償却率 (%)			評価：△
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		19.73 (24.87)	22.90 (24.13)
指標の説明	施設の減価償却の状況により、資産の老朽化の度合いを表す指標です。		
コメント	有形固定資産のうち、機械・電気設備において減価償却が進んでいるため、数値が高くなっています。リスク評価による優先順位を設定し、更新を行います。		

管渠老朽化率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		0.00 (0.00)	0.00 (0.00)
指標の説明	法定耐用年数を超えた管渠の割合を表した指標です。		
コメント	供用開始から22年であるため、耐用年数50年を超える管渠はありません。問題発生は少ないと思われませんが、適正な維持管理に努めます。		

管渠改善率 (%)			評価：○
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		0.00 (0.01)	0.00 (0.01)
指標の説明	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標です。		
コメント	供用開始から22年であるため、耐用年数50年を超える管渠はありません。問題発生は少ないと思われませんが、適正な維持管理に努めます。		

## 6 下水道事業の課題

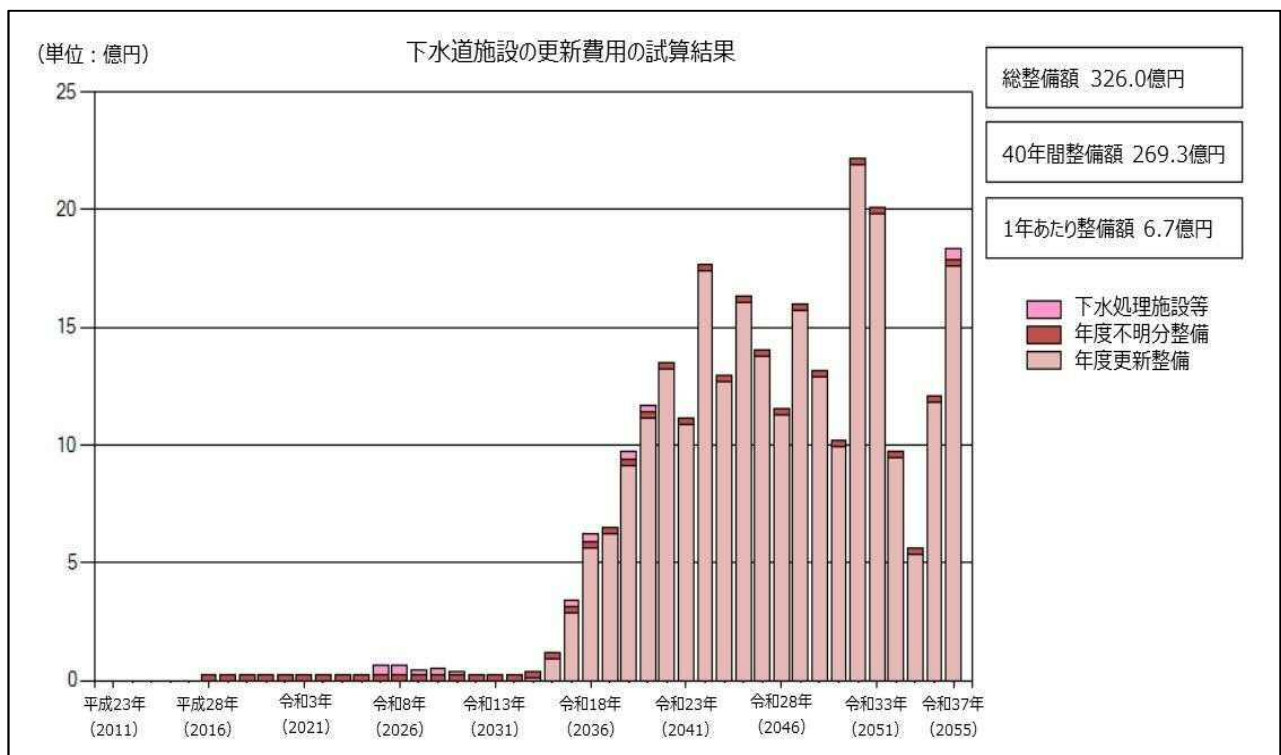
### (1) 施設の経年劣化による維持管理費の増大

現在管理している管渠は、古いものでは敷設後40年以上経過しているものがあり、経年劣化により管渠等が腐食している状況が見受けられます。毎年の維持管理費用をできるだけ抑え、平準化させるため、計画的なメンテナンスや更新が必要となっています。

### (2) 資金の確保

「第2章 5 経営の状況 (4) 経営指標を用いた現状分析」では、公共下水道事業、農業集落排水事業共に経常収支比率は100%を超えていますが、流動比率は100%を下回っており、短期的な債務に対する支払能力が低い状況にあります。

このことが直ちに資金の不足を意味するものではありませんが、今後増加が見込まれる老朽化対策(下水道施設の更新)のほか、雨水対策や地震対策などの事業も進めていかなければなりませんので、これらに必要な資金を確保する必要があります。



※平成29年(2017年)3月に策定した「菊陽町公共施設等総合管理計画」の更新費用の見通しでは、下水道施設を現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で必要となる投資額は269.3億円(年平均6.7億円)かかると見込んでいます。

## 第3章 経営の基本方針

下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の水質改善等を目的とし、安心・安全で快適な住民生活や美しく暮らしたいまちづくりのために重要な役割を果たしています。

このため、持続可能な下水道事業経営を行うために、次の事項に取り組んでいきます。

### 安定経営の持続

将来にわたって安定的に事業を継続するため、使用料収入をはじめとした財源の確保や経費削減に努め、財政基盤の強化を図ります。

### 下水道施設の適正管理

本町の下水道事業は、建設の時代から施設の維持管理の時代に移ろうとしています。今後はストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の巡視・点検を周期的に行うことにより的確な状況把握に努めます。

### 安全、安心な生活を支える

国内各地で頻発している地震や豪雨等の自然災害により、下水道施設の機能が停止する等の事態が憂慮され、その際の住民生活への影響や経済活動への影響は計り知れないものがあります。そうした危機の発生にいち早く対応できる体制を整え、社会への影響を極力少なくするため、具体的には危機発生時の対応マニュアル等を明記した「菊陽町下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、町の土木部内各課と連携し、平常時においても危機の発生による機能障害を抑制するための事前の予防対策に取り組めます。



## 第4章 効率化・経営健全化への取組

### 1 組織及び人材に関する事項

地方分権が進展するなか、町民の行政に対する要望や期待は質・量ともに高まっています。「スリムな行政」を目指しながら、複雑多様化かつ高度化する行政需要に的確に応えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の下水道事業を担う人材を育成するため、職場外の専門研修への積極的な参加を進め、職員一人ひとりの能力向上と意識改革に取り組みます。

### 2 広域化・共同化に関する事項

農業集落排水事業の経営が一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であるため、公共下水道への統合へ向け、関係団体との協議を進め、経営及び施設管理の効率化に取り組みます。

### 3 投資の平準化に関する事項

菊陽町下水道ストックマネジメント計画に基づき、まずは施設の点検・調査を行い、経営基盤強化のため、新たな技術の導入を検討します。得られた結果から数年単位で計画的かつ効率的な修繕・改築計画を策定し、施設の延命化を図りながら破損等の発生を未然に防ぎ、投資の平準化を進めます。

### 4 民間活力の活用に関する事項

これまで、運転管理業務、汚泥処分、使用料徴収等の委託を進め業務の効率化を図ってきました。今後は、包括的民間委託など先進事例の研究を行いながら、さらなる民間活力の導入について取り組みます。

### 5 使用料に関する事項

将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、一般会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。

使用料体系の設定には、短期的な運営経費のみではなく、利用者負担の時間的公平性を確保する必要があることから、将来の施設の改築・更新、排水施設の整備及び資産維持費も使用料の設定に盛り込む必要があります。

使用料体系については、今後の人口や社会環境の変化に応じて見直しに取り組みます。

## 第5章 投資・財政計画

### 1 投資について

#### (1) 公共下水道事業

汚水事業については、集落内開発制度の運用により開発可能となった区域の整備のため汚水枝線の整備を行っていきます。

雨水事業については、今後も集中豪雨に伴う浸水対策に取り組んでいく必要があることから、現在取り組んでいる花立地区の雨水幹線整備に加え、未整備地区の雨水枝線の整備を行っていきます。

改築・更新事業については、ストックマネジメント計画に基づいて老朽化した施設の更新・長寿命化の工事を行っていきます。

また、地震対策事業として、災害発生時においても快適で衛生的な生活環境の確保に資するため、マンホールトイレシステムの整備を行います。

※年度別の事業費、事業内容については、次ページに掲載しています。

#### (2) 農業集落排水事業

整備事業は既に完了しているため、集落内開発制度の運用により開発可能となった区域を対象に、今後も、要望に応じて管渠の延長工事・汚水柵設置工事を行います。

#### 投資関連事業費見込

		令和3～12年度事業費
公共下水道事業	汚水事業	5億円
	雨水事業	6億5,900万円
	改築・更新事業	11億4,500万円
	地震対策事業	1億5,500万円
	計	24億5,900万円
農業集落排水事業	汚水柵設置工事	2,000万円
	施設機能診断	300万円
	計	2,300万円

年度別事業費

公共下水道事業

(単位：百万円)

年度	事業費	事業内容	
令和3年度	282	花立地区雨水幹線・枝線整備	81
		ストックマネジメント計画（柳水地区污水管更生工事、污水管調査）	68
		花立污水枝線整備	55
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		堀川污水幹線実施設計	15
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	9
令和4年度	298	ストックマネジメント計画（菊陽・堀川ポンプ場電気設備改築、污水管調査）	148
		花立地区雨水幹線・枝線整備	74
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		堀川ポンプ場耐震診断	15
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	7
令和5年度	302	ストックマネジメント計画（菊陽・堀川ポンプ場電気設備改築、污水管調査・計画策定）	144
		花立地区、武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	80
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		菊陽ポンプ場耐震診断	18
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	6
令和6年度	302	ストックマネジメント計画（ひばりヶ丘地区污水管更生工事、污水管調査・実施設計）	110
		花立地区、武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	73
		堀川ポンプ場耐震整備	59
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	6
令和7年度	230	ストックマネジメント計画（污水管更生工事（マンホールポンプ吐出部）、污水管調査）	90
		花立地区、武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	69
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		菊陽ポンプ場耐震整備	11
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	6
令和8年度	215	ストックマネジメント計画（上・下津久礼地区污水管更生工事、污水管調査）	90
		花立地区、武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	65
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	6
令和9年度	240	ストックマネジメント計画（上・下津久礼地区污水管更生工事、污水管調査）	90
		花立地区、武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	75
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		武蔵ヶ丘北地区雨水枝線設計	15
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	6
令和10年度	217	ストックマネジメント計画（上・下津久礼地区污水管更生工事、污水管調査・計画策定）	100
		武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	57
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
		マンホールトイレシステム整備	6
令和11年度	194	ストックマネジメント計画（堀川地区污水管更生工事、污水管調査・実施設計）	105
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	35
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11
令和12年度	179	ストックマネジメント計画（堀川地区污水管更生工事、污水管調査）	90
		公共污水柵設置及び枝線整備	43
		武蔵ヶ丘北地区雨水枝線整備	35
		ポンプオーバーホール、ポンプ場機器交換、マンホール蓋取替	11

## 2 財源について

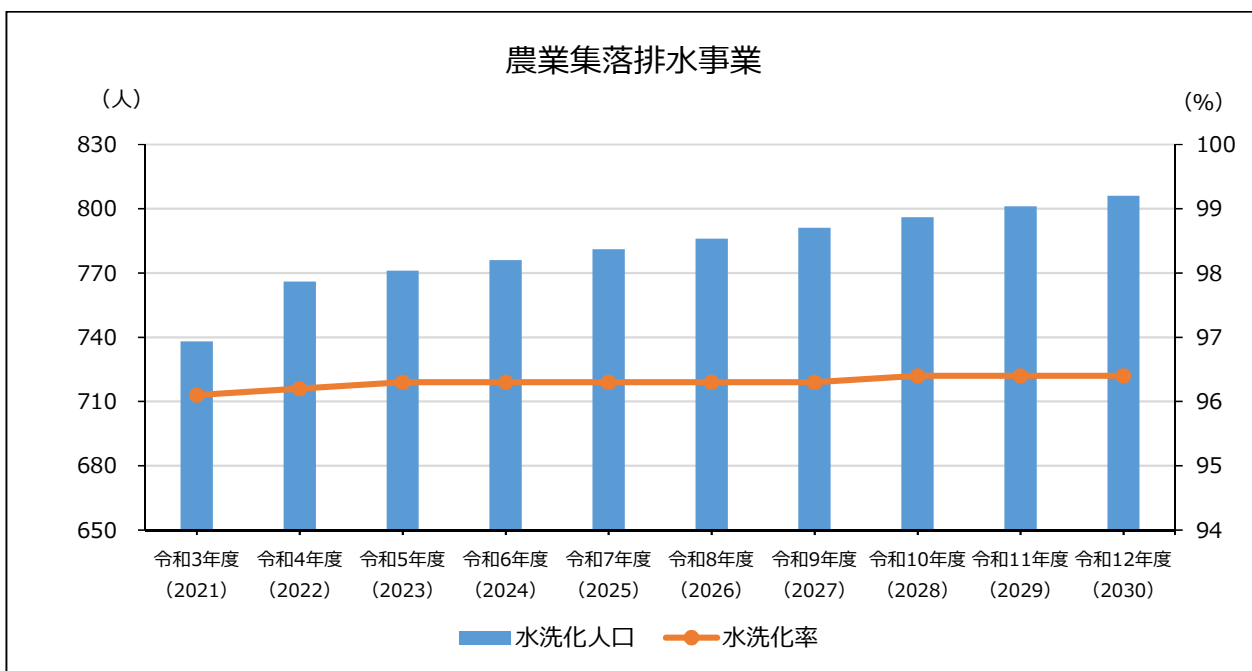
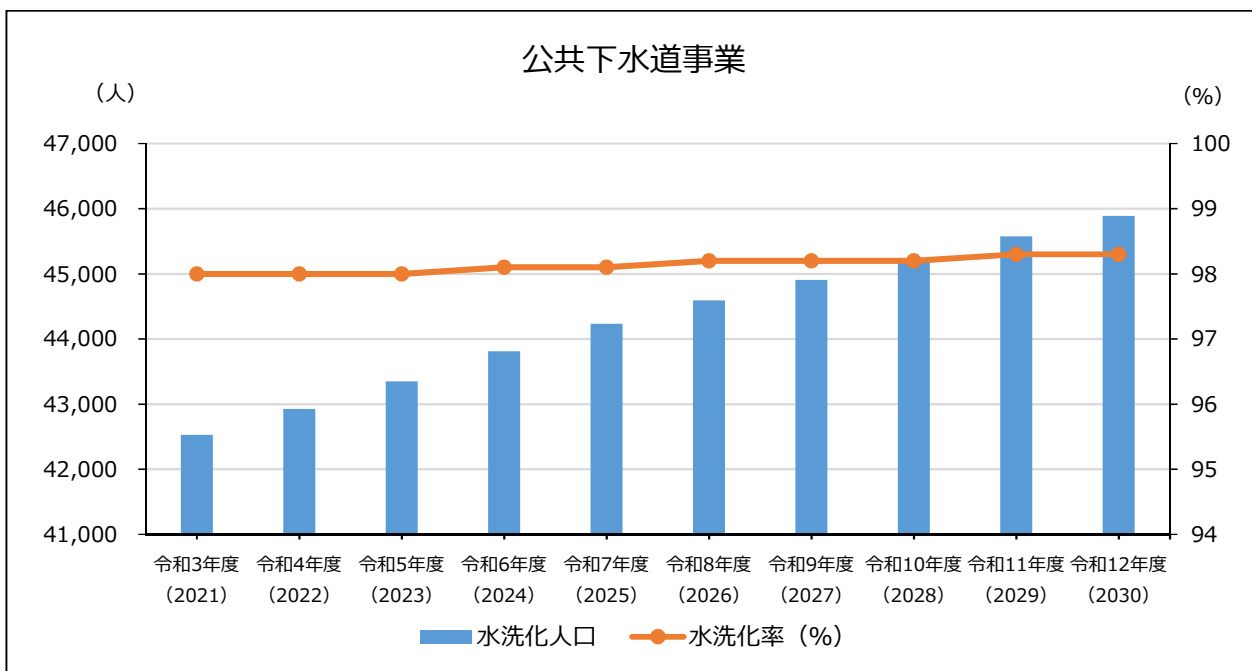
### (1) 使用料

#### ①水洗化人口の見込

水洗化人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口に普及率を乗じて算出した処理区域内人口に、水洗化率を乗じて見込んでいます。

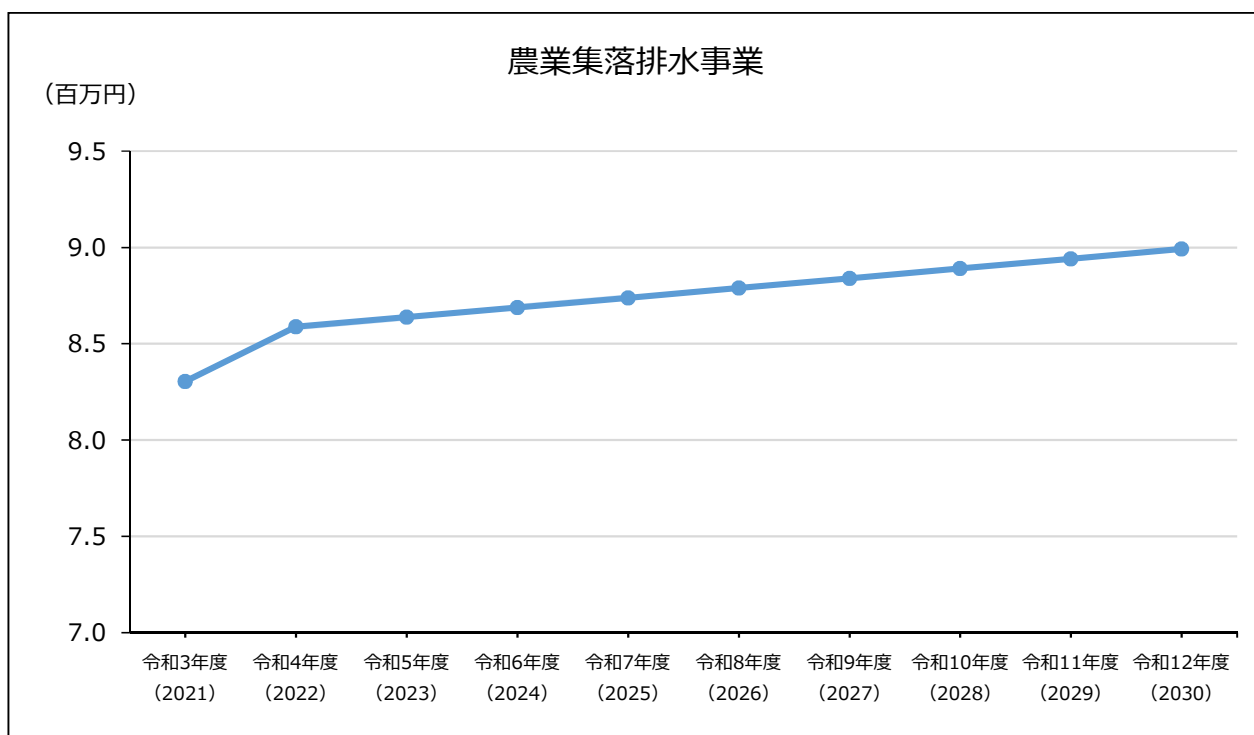
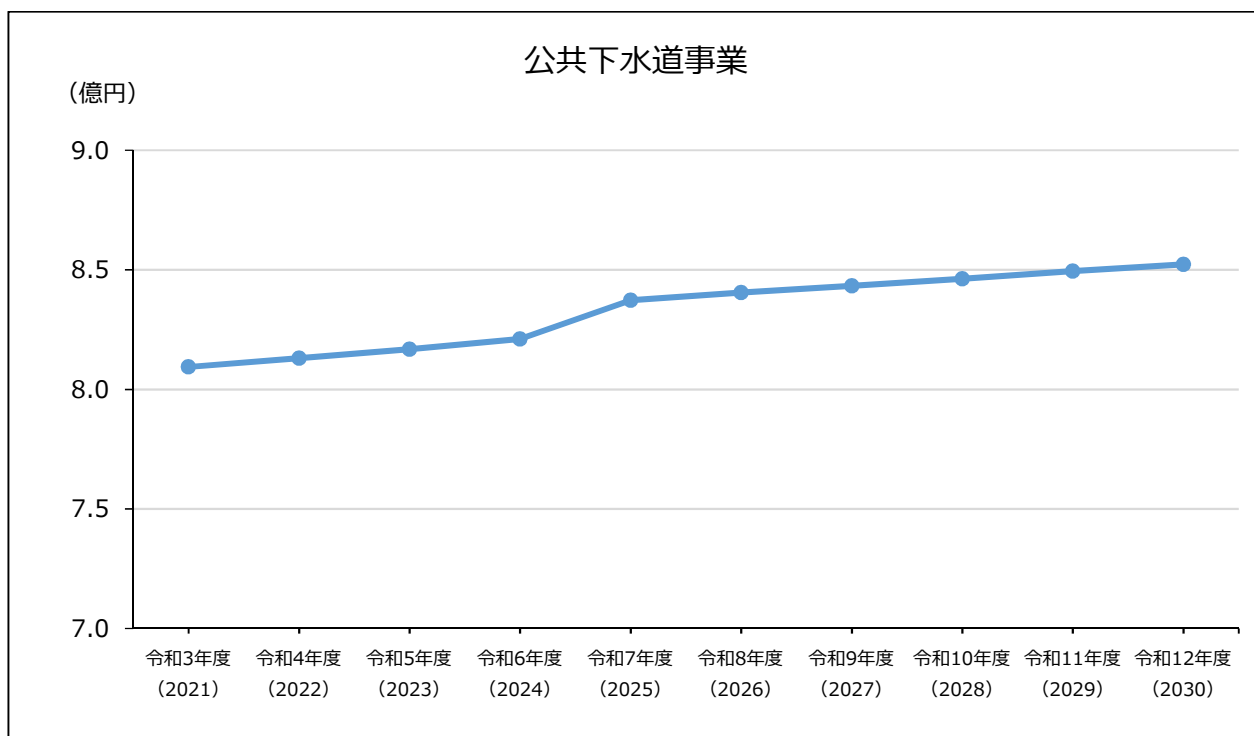
公共下水道事業では、宅地開発や集落内開発地区での下水道整備の状況から増加していくと見込んでいます。

農業集落排水事業においても、定住促進等の施策により増加していくと見込んでいます。



## ②使用料の見込

公共下水道事業では人口が増加傾向にあるため、増加していく見込みです。また、農業集落排水事業においても増加していくと見込んでいます。



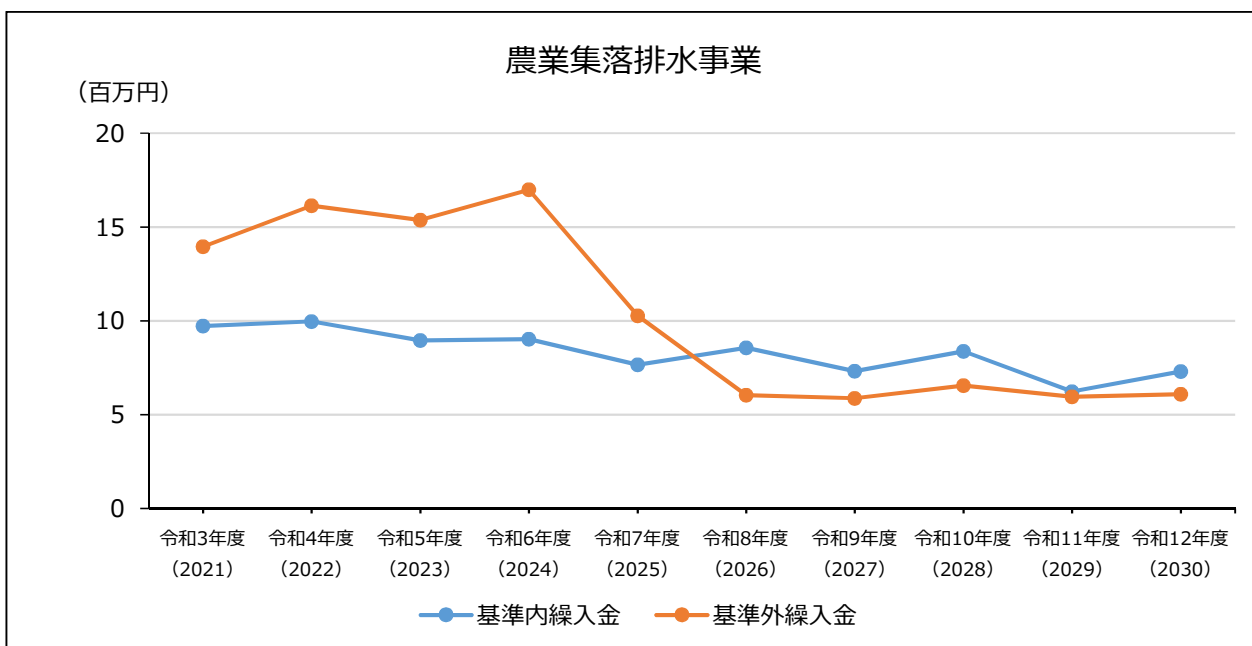
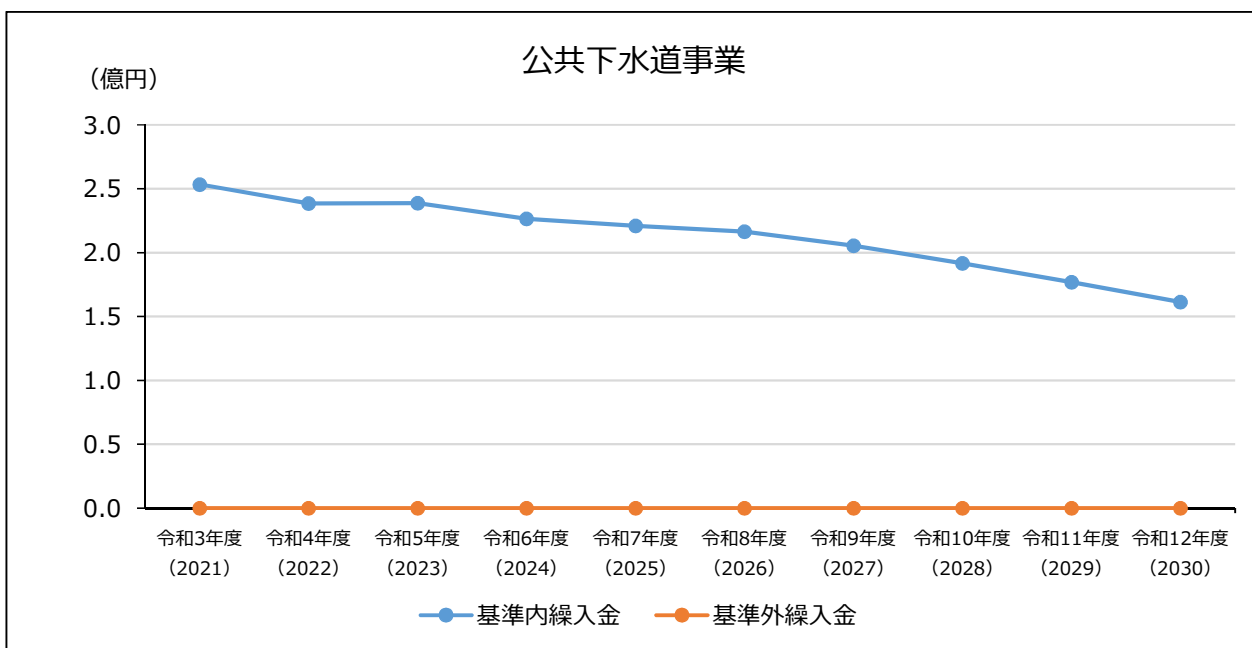
## (2) 一般会計繰入金

### ①基準内繰入金

基準内繰入金は、雨水を処理する経費など一般会計が負担すべき経費について、国から通知される基準に基づいて算定しています。

### ②基準外繰入金

公共下水道事業では基準外繰入金を見込んでいませんが、農業集落排水事業では維持管理費を使用料収入で賄えない状況が続くので、不足分について基準外繰入金を見込んでいます。

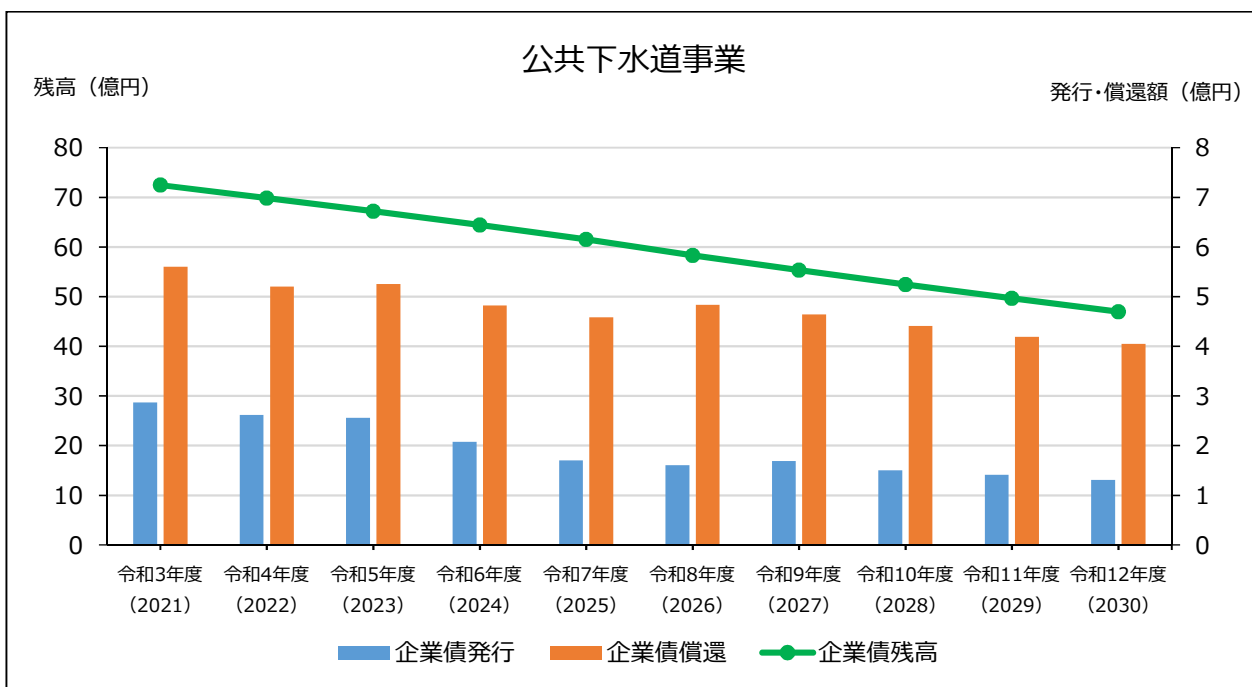


### (3) 企業債

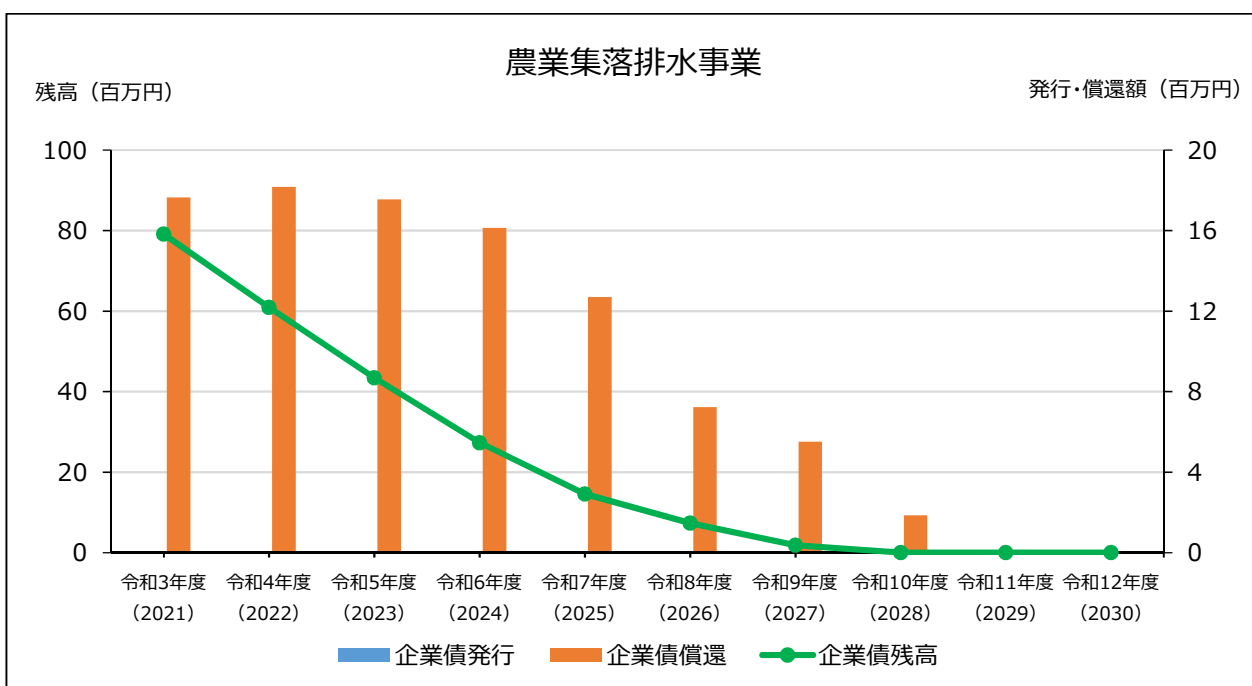
公共下水道事業では、建設改良費の財源として企業債の発行を見込んでいます。

償還額以内での発行を見込んでいますので、企業債残高は減少していく見込みです。

農業集落排水事業では、企業債の発行は予定していません。令和10年度に償還が終了する予定です。



※過去に発行した企業債の償還が順次終了していくため、償還額も年々減少しています。



投資・財政計画  
(収支計画)

収益的収支（公共下水道事業）

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的	1. 営業収益 (A)	939,625	939,636	947,049	947,896	961,080	963,962	960,399	953,946	947,596	941,156
	(1) 料金収入	809,396	813,017	816,865	821,157	837,327	840,576	843,388	846,207	849,485	852,318
	(2) 受託工事収益 (B)										
	(3) その他	130,229	126,619	130,184	126,739	123,753	123,386	117,011	107,739	98,111	88,838
	2. 営業外収益	366,784	365,958	367,371	366,393	362,689	362,573	358,513	356,107	356,735	349,555
	(1) 補助金	13,813	13,234	12,884	12,578	12,384	12,142	11,850	11,548	11,221	10,878
	他会計補助金	13,813	13,234	12,884	12,578	12,384	12,142	11,850	11,548	11,221	10,878
	その他補助金										
	(2) 長期前受金戻入	352,866	352,629	354,403	353,742	350,242	350,379	346,623	344,530	345,496	338,637
	(3) その他	105	95	84	73	63	52	40	29	18	40
	収入計 (C)	1,306,409	1,305,594	1,314,420	1,314,289	1,323,769	1,326,535	1,318,912	1,310,053	1,304,331	1,290,711
	支出的	1. 営業費用	1,136,694	1,120,199	1,123,567	1,124,684	1,131,234	1,133,929	1,129,912	1,129,362	1,131,631
(1) 職員給与		26,001	26,001	26,001	26,001	26,001	26,001	26,001	26,001	26,001	26,001
基本給		14,010	14,010	14,010	14,010	14,010	14,010	14,010	14,010	14,010	14,010
退職給付											
その他		11,991	11,991	11,991	11,991	11,991	11,991	11,991	11,991	11,991	11,991
(2) 経費		436,934	421,285	423,823	425,811	433,328	434,905	437,043	438,455	440,313	441,702
動力費		11,720	11,773	11,828	11,890	12,125	12,172	12,212	12,253	12,300	12,341
修繕費		8,602	8,602	8,602	8,602	8,602	8,602	8,602	8,602	8,602	8,602
材料費		25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
流域下水道維持管理負担		332,131	316,182	317,678	319,347	325,636	326,899	327,993	329,089	330,364	331,466
その他		84,456	84,703	85,690	85,947	86,940	87,207	88,211	88,486	89,022	89,268
(3) 減価償却費		673,759	672,913	673,743	672,872	671,905	673,023	666,868	664,906	665,317	653,807
2. 営業外費用	119,914	110,293	101,354	92,871	85,888	79,281	72,910	66,327	61,851	56,865	
(1) 支払利息	118,814	109,192	100,255	91,771	84,787	78,181	71,810	65,226	60,751	55,765	
(2) その他	1,100	1,101	1,099	1,100	1,101	1,100	1,100	1,101	1,100	1,100	
支出計 (D)	1,256,608	1,230,492	1,224,921	1,217,555	1,217,122	1,213,210	1,202,822	1,195,689	1,193,482	1,178,376	
経常損益 (C)-(D) (E)	49,801	75,102	89,499	96,734	106,647	113,325	116,090	114,364	110,849	112,335	
特別利益 (F)	6,326	6,326	6,326	6,326	6,326						
特別損失 (G)											
特別損益 (F)-(G) (H)	6,326	6,326	6,326	6,326	6,326	0	0	0	0	0	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	56,127	81,428	95,825	103,060	112,973	113,325	116,090	114,364	110,849	112,335	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	73,099	74,527	90,352	93,412	106,385	119,710	135,800	150,164	161,013	273,348	
流動資産 (J)	195,265	237,198	276,490	309,469	370,652	402,401	447,240	501,297	567,996	636,405	
うち未収金	76,893	77,237	77,602	78,010	79,546	79,855	80,122	80,390	80,701	80,970	
流動負債 (K)	585,674	588,627	545,646	521,848	548,430	529,011	506,385	484,368	470,618	463,303	
うち建設改良費分	520,134	525,434	482,073	457,976	483,431	463,775	440,829	418,600	404,571	397,048	
うち一時借入金											
うち未払金	65,540	63,193	63,573	63,872	64,999	65,236	65,556	65,768	66,047	66,255	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)											
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	939,625	939,636	947,049	947,896	961,080	963,962	960,399	953,946	947,596	941,156	
地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) × 100 )											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) × 100 )											



投資・財政計画  
(収支計画)

資本的収支（公共下水道事業）

(単位：千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分											
資本的 収支	1. 企業債	286,700	261,400	255,500	207,300	170,100	160,000	168,800	150,200	141,000	130,900
	うち資本費平準化債	50,000	50,000	50,000							
	2. 他会計出資金	109,291	98,723	95,655	87,147	84,779	80,835	76,569	72,468	67,416	61,592
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国（都道府県）補助金	59,000	119,500	121,500	121,500	85,500	78,000	90,500	79,000	67,500	60,000
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	35,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	9. その他	853	863	874	885	896	907	918	929	941	814
計 (A)	490,844	490,486	483,529	426,832	351,275	329,742	346,787	312,597	286,857	263,306	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	490,844	490,486	483,529	426,832	351,275	329,742	346,787	312,597	286,857	263,306	
1. 建設改良費	331,915	347,915	351,915	351,915	281,915	264,915	289,915	266,915	245,915	230,915	
うち職員給与費	27,115	27,115	27,115	27,115	27,115	27,115	27,115	27,115	27,115	27,115	
2. 企業債償還金	560,100	520,134	525,434	482,073	457,976	483,431	463,775	440,829	418,600	404,571	
3. 他会計長期借入金返還金											
4. 他会計への支出金											
5. その他	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
計 (D)	892,031	868,065	877,365	834,004	739,907	748,362	753,706	707,760	664,531	635,502	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	401,187	377,579	393,836	407,172	388,632	418,620	406,919	395,163	377,674	372,196	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	322,949	320,284	319,340	319,130	320,214	321,330	318,706	319,134	318,696	314,180
	2. 利益剰余金処分量	58,842	39,495	56,534	70,080	53,239	82,889	72,791	61,549	45,275	44,917
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	19,396	17,800	17,962	17,962	15,179	14,401	15,422	14,481	13,702	13,099
計 (F)	401,187	377,579	393,836	407,172	388,632	418,620	406,919	395,163	377,674	372,196	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	7,247,264	6,988,530	6,718,596	6,443,823	6,155,947	5,832,516	5,537,541	5,246,912	4,969,312	4,695,641	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分											
収益的 収支分	計	144,042	139,853	143,068	139,317	136,137	135,528	128,861	119,287	109,332	99,716
	うち基準内繰入金	144,042	139,853	143,068	139,317	136,137	135,528	128,861	119,287	109,332	99,716
	うち基準外繰入金										
資本的 収支分	計	109,291	98,723	95,655	87,147	84,779	80,835	76,569	72,468	67,416	61,592
	うち基準内繰入金	109,291	98,723	95,655	87,147	84,779	80,835	76,569	72,468	67,416	61,592
	うち基準外繰入金										
合 計	253,333	238,576	238,723	226,464	220,916	216,363	205,430	191,755	176,748	161,308	

投資・財政計画  
(収支計画)

収益的収支（農業集落排水事業）

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 入 の 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	8,305	8,588	8,638	8,689	8,739	8,790	8,840	8,891	8,941	8,992
	(1) 料金収入	8,305	8,588	8,638	8,689	8,739	8,790	8,840	8,891	8,941	8,992
	(2) 受託工事収益 (B)										
	(3) その他										
	2. 営業外収益	25,915	26,026	24,958	25,019	23,373	24,509	23,092	24,827	22,075	23,285
	(1) 補助金	14,147	14,258	13,190	13,321	11,714	12,850	11,433	13,168	10,416	11,626
	他会計補助金	14,147	14,258	13,190	13,321	11,714	12,850	11,433	13,168	10,416	11,626
	その他補助金										
	(2) 長期前受金戻入	11,767	11,767	11,767	11,697	11,658	11,658	11,658	11,658	11,658	11,658
	(3) その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1. 営業費用計 (C)	34,220	34,614	33,596	33,708	32,112	33,299	31,932	33,718	31,016	32,277
	収 入 の 支 出	1. 営業費用	30,858	32,018	31,589	32,144	31,232	32,359	31,487	33,116	30,661
(1) 職員給与		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給											
退職給付											
その他											
(2) 経費		10,894	12,062	11,651	12,240	11,331	12,422	11,514	13,107	10,616	11,719
動力費		2,537	2,623	2,639	2,654	2,670	2,685	2,701	2,716	2,731	2,747
修繕費		2,439	2,458	2,478	2,498	2,518	2,538	2,558	2,579	2,579	2,600
材料費											
流域下水道維持管理負担											
その他		5,918	6,981	6,534	7,088	6,143	7,199	6,255	7,812	5,306	6,372
(3) 減価償却費		19,964	19,956	19,938	19,904	19,901	19,937	19,973	20,009	20,045	20,081
2. 営業外費用	2,800	2,286	1,767	1,287	873	587	420	319	300	300	
(1) 支払利息	2,500	1,986	1,468	987	574	287	120	19	0	0	
(2) その他	300	300	299	300	299	300	300	300	300	300	
支出計 (D)	33,658	34,304	33,356	33,431	32,105	32,946	31,907	33,435	30,961	32,100	
経常損益 (C)-(D) (E)	562	310	240	277	7	353	25	283	55	177	
特別利益 (F)											
特別損失 (G)											
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	562	310	240	277	7	353	25	283	55	177	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	4,053	4,363	4,603	4,879	4,887	5,240	5,265	5,548	5,602	5,780	
流動資産 (J)	5,237	5,548	5,788	6,065	6,071	6,828	8,626	12,849	14,506	14,670	
うち未収金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
流動負債 (K)	21,151	22,696	21,115	20,732	16,306	11,880	9,196	6,576	2,717	3,760	
うち建設改良費分	17,643	18,158	17,546	16,132	12,695	7,217	5,501	1,849			
うち一時借入金											
うち未払金	3,508	4,538	3,569	4,600	3,611	4,663	3,695	4,727	2,717	3,760	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)											
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	8,305	8,588	8,638	8,689	8,739	8,790	8,840	8,891	8,941	8,992	
地方財政法による資金不足の比率 ( (L) / (M) ×100 )											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (N) / (P) ×100 )											

投資・財政計画  
(収支計画)

資本的収支（農業集落排水事業）

(単位：千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分											
資本的 収入	1. 企業債										
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	9,535	11,850	11,136	12,686	6,213	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国（都道府県）補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	120	120	240	240	240	240	240	240	240	240
	9. その他										
計 (A)	9,655	11,970	11,376	12,926	6,453	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	9,655	11,970	11,376	12,926	6,453	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
資本的 支出	1. 建設改良費	2,000	2,000	2,000	5,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	17,643	18,158	17,546	16,132	12,695	7,217	5,501	1,849	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計 (D)	19,644	20,159	19,547	21,133	14,696	9,218	7,502	3,850	2,001	2,001	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	9,989	8,189	8,171	8,207	8,243	7,218	5,502	1,850	1	1	
補填財 源	1. 損益勘定留保資金	9,989	8,189	8,171	8,207	8,243	7,218	5,502	1,850	1	1
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他										
計 (F)	9,989	8,189	8,171	8,207	8,243	7,218	5,502	1,850	1	1	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	79,098	60,940	43,394	27,262	14,567	7,350	1,849	0	0	0	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分											
収益的 収支分		14,147	14,258	13,190	13,321	11,714	12,850	11,433	13,168	10,416	11,626
	うち基準内繰入金	9,727	9,969	8,950	9,021	7,663	8,565	7,320	8,369	6,230	7,296
	うち基準外繰入金	4,420	4,289	4,240	4,300	4,051	4,285	4,113	4,799	4,186	4,330
資本的 収支分		9,535	11,850	11,136	12,686	6,213	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金	9,535	11,850	11,136	12,686	6,213	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
合計		23,682	26,108	24,326	26,007	17,927	14,610	13,193	14,928	12,176	13,386

## 第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は策定して終わりではありません。今後も継続的に見直し、更新していくことが必要になります。

本経営戦略で掲げた計画や取組を確実に実施するために、PDCAサイクルに基づき、計画、実施、検証、見直しを行います。

毎年度、進捗管理・検証を行い、投資・財政計画の実績や収支の乖離状況の把握に努め、5年毎に経営戦略の見直しを図っていきます。進行管理により新たに生じた重要な改善事項や、施策の大幅な変更により経営戦略の修正が必要な場合は、随時見直しを行います。

PDCAサイクル



— むすび —

下水道施設は、「汚水の排除」「雨水の排除」「公共用水域の水質保全」を目的に実施されている重要な社会インフラです。

- これまでの整備促進の時代から本格的な管理運営の時代へ移行し、今後も安定して下水道経営を持続させていくためには、関連した事業を一体的にマネジメントすることが必要です。
- 本経営戦略は、下水道事業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たすべく、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続できるよう、今後の基本計画について中長期視点で策定したものです。
- 今後控える下水道施設の更新整備に備え、経営の効率化を進め、適切な施設の維持管理を行いながらも毎年の純利益及び更新費用の財源を確保し、持続可能な下水道事業経営に取り組んでまいります。

## 【あ行】

### いっぽんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金

一般会計から下水道事業会計へ繰入される資金のことです。

### うすい 雨水

雨などの降水のことです。下水道で雨水を排除することで、浸水被害を防ぐことができます。

### うすいちようせいち 雨水調整池

雨水を一時的に貯めることによって、河川の流量が急激に増加しないよう調整する機能を持った施設のことです。

### えだせん 枝線

取付管（各家庭から流れてきた汚水を取り込む管）からの汚水を運ぶ下水道管のことです。

### おすい 汚水

日常生活または生産活動などの事業に起因して生じる排水のことです。汚水には、水洗便所によるし尿、洗面、洗濯などの雑排水、工場、事業場から排出される工場排水が含まれます。

### おでい 汚泥

下水処理場などで固液分離処理を行うことで発生する泥状物質の総称です。

## 【か行】

### かいちく 改築

既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うことです。

### かんきょ 管渠

地中に埋設した排水管、または排水用の側溝のことです。家庭や工場などから発生する汚水を下水処理場に送ったり、雨水を排除する機能を持っています。

### かんせん 幹線

枝線からの汚水を取り込む大きな下水道管のことです。

### きょうようかいし 供用開始

下水道の使用を開始することです。

### きぎょうさい 企業債

建設改良等の財源として、国などから長期で借り入れる資金のことです。

### きじゅんないくりいれきん 基準内繰入金

一般会計繰入金のうち、雨水処理に係る経費など、一般会計において負担するものとされている経費にあてるため、一般会計から下水道事業会計に繰入される資金のことです。毎年国から「繰出基準」として経費負担のルールが通知されます。

### きじゅんがいくりいれきん 基準外繰入金

一般会計繰入金のうち、資金不足を補てんするためなどに繰入れる資金のことです。「繰出基準」に基づいていないものになります。

### ぎょうむけいぞくけいかく 業務継続計画（BCP）

大規模な災害、事故、事件等で、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、また、中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、実践的な災害対応の手順を表した計画です。

### げすいどうふきゅうりつ 下水道普及率

町全体の人口のうち、下水道を使うことができる人口の割合です。

### こういきか きょうどうか 広域化・共同化

複数の処理区の統合や下水汚泥の共同処理、複数事業の管理の全部または一部を一体的に行う等の広域的な連携により事業運営基盤の強化を図ることです。

### こうきょうし せつとうそうごうかんりけいかく 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画です。

### こうきょうようすいいき 公共用水域

水質汚濁防止法において、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定義されています。川や海など一般に考えられる水域のほか、終末処理場を設置している下水道を除くすべての溝渠や水路が公共用水域に該当します。

### こうしん 更新

標準的な耐用年数に達した施設の再建設あるいは取替えを行うことです。



## 【さ行】

### しさんいじひ 資産維持費

使用料算定対象経費の一つです。将来の更新費用が新設当時と比較し増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分にかかるもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものです。

### しゅうらくないかいはつせいど 集落内開発制度

地域コミュニティの維持を目的として、用途や形態規制等の特定の基準を満たせば、市街化調整区域内においても、開発や建築が可能となる制度です。

### しよりくいきないじんこう 処理区域内人口

下水処理が開始されている区域内における人口のことです。

### すいせんかじんこう 水洗化人口

水洗便所を設置して汚水を処理している人口のことです。

### すいせんかりつ 水洗化率

処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合です。

## ストックマネジメント

目標とする明確なサービス基準を定め、施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて、施設を計画的かつ効率的に管理することです。

## 【た行】

### ちようじゆみようか 長寿命化

下水道施設等を出来る限り長い期間にわたって使用するための取組のことです。

### とくていじぎようじょう 特定事業場

特定施設を設置している事業場のことです。

特定施設とは、排水の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設で、次の2種類が下水道法における特定施設となります。（下水道法第11条の2）

- (1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

## 【は行】

### ほうかつてきみんかんいたく 包括的民間委託

受託した民間事業者が、創意工夫や専門技術の活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

## 【ま行】

### マンホールトイレシステム

マンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

### マンホールポンプ

地形的に自然勾配で流下させることが困難な区域の下水を排水するため、マンホール内に設置した小型水中ポンプにより揚水して排除する施設のことです。

## 【5行】

### りゅういきかんれんこうきょうげすいどう 流域関連公共下水道

流末を流域下水道へ接続している公共下水道のことです。

### りゅういきげすいどう 流域下水道

2 以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は原則として都道府県です。本町の場合も、熊本市、合志市とともに県事業である「熊本北部流域下水道」へ接続しており、熊本市北区鶴羽田の熊本北部浄化センターにおいて汚水処理が行われています。





菊陽町下水道事業経営戦略  
(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月策定

菊陽町土木部下水道課

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL:096-232-2164 FAX:096-232-5612